

札幌市立澄川西小学校 いじめ防止基本方針

令和6年5月改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校をつくるために、いじめ防止対策法第13条の規定に基づき、「札幌市立澄川西小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条より

本校では、「いじめは、どの子にも、どの学級でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動の推進に努めていく。また、個々の行為がいじめに当たるかの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」と限定して解釈することなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして対応することを全職員で共通理解し、対応に努めていく。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめ防止対策委員会

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応に係る取組を進める。また、いじめ事案が発生した場合、中心となって組織的な対応を進める。

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学年主任

※必要に応じて・スクールカウンセラーや特別支援教育巡回相談員・S S Wなどと連携する

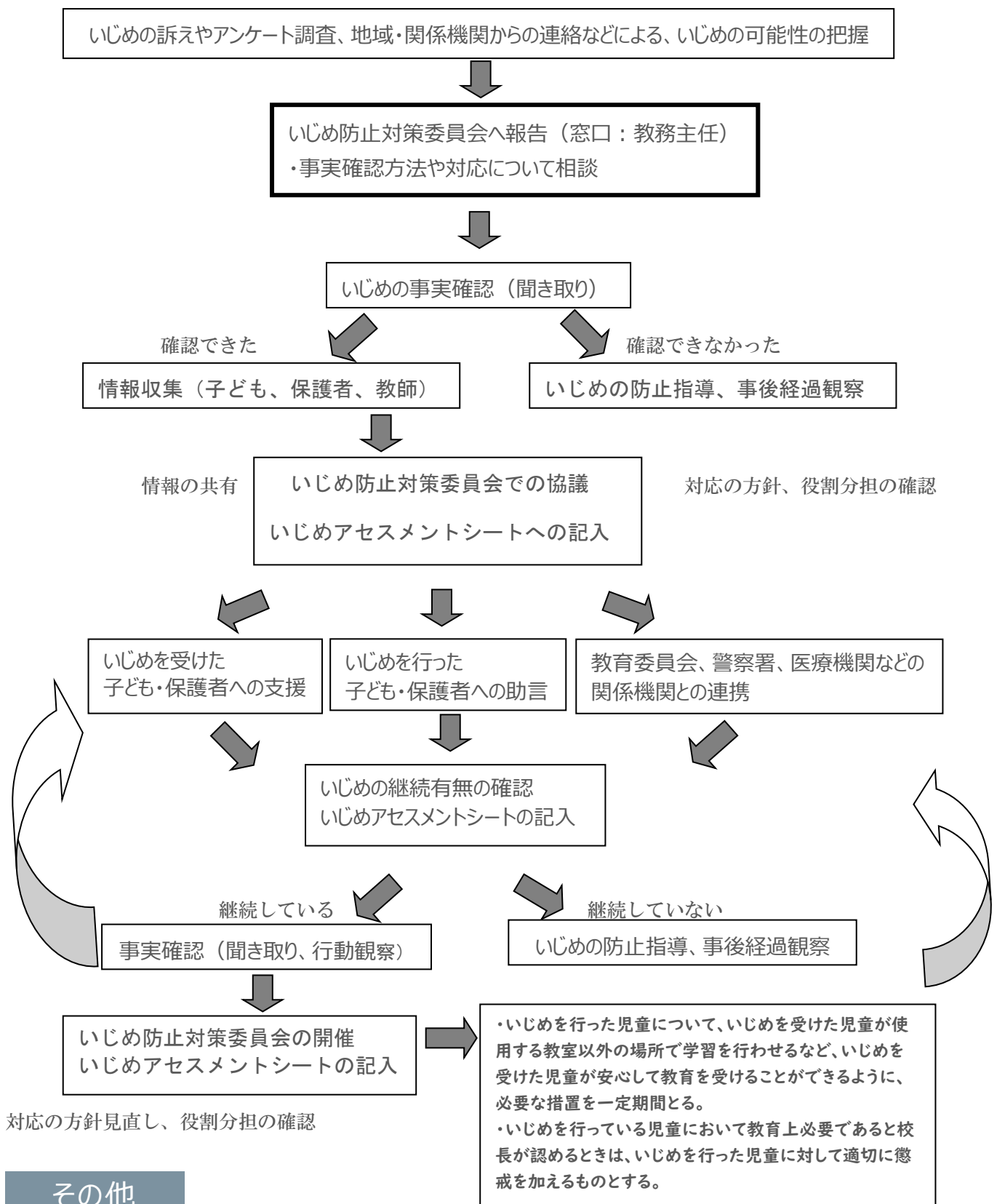
本校の取組

未然防止	豊かな心を育む	・「道徳教育」を通して、生命尊重、思いやりの心や他者意識を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。 ・「命の大切さを見つめ直す月間」などの活動を通して命の大切さを学ぶ。 ・低学年から「いじめ」とはなにかについて学び、話し合い、考える取組や機会を設ける。その活動を通して、してはいけないことを具体的に意識付けする。 ・「情報モラル教育」を実施すると共に、保護者との連携を図る。 ・「外部講師」による生命の尊重や安全を啓発する取組を行う。
	学年・学級経営	・一人一人が自分が大切にされていると実感できるための「人間尊重の教育」を学年・学級経営の基盤とする。 ・児童の些細な言動や行動から児童の状態を把握すると共に、日常の教育活動を通して、それぞれに「自己肯定感・自己有用感」を育み、学級や学校に「自分の居場所」があることと「仲間とのつながり」を実感できるようにする。 ・挨拶や言葉を大切にしている指導を共通理解し、互いを尊重する心を育てる。
	授業づくり	・全ての児童が主体的に参加・活躍できる授業を行い、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。 ・T.Tによる指導や学びのサポーターによる学びの確保により、授業が分かる楽しさが保障されるようにする。 ・学びのルールを通しての学び合いで、規範意識を醸成させる。
	児童会活動	・児童会で、児童が主体的に考えたあいさつ運動やいじめ防止などの全校的な働きかけを通して、自己肯定感や自己有用感を高めると共にお互いを認め合う人間関係を育む。
	あじさい活動 クラブ活動	・年間を通した異学年交流の活動の中で、互いを認め合う人間関係を育み、社会性や自主性と共に思いやりの心を育てる。
早期発見	きめ細やかな 児童観察	・登下校時、複数の教職員による児童の見守りと登校状況の確認をする。 ・教室で毎朝の健康観察を行い、欠席した児童には必ず連絡をする。 ・中休みは、担任と児童と一緒にグラウンドや体育館で遊ぶ。 ・高学年専科授業、低学年担任の高学年への専科授業、学年での交換授業など多くの目で児童を見守り、教職員同士で情報を共有する。
	アンケート 教育相談 の実施	・年2回の「Q-Uアンケート」で、学級の客観的な様子を分析し、年1回の学校独自の「いじめ調査」と市教委の「悩みやいじめに関するアンケート」を実施する。 ・アンケート終了後に年2回「ふれあい対話週間」を設定し、一人一人の児童の様子を把握し、相談に対しては迅速に対応する。
	教職員同士の 情報共有	・各学級の出席状況を職員室のホワイトボードで共有する。 ・教頭や特別支援教育コーディネーターへ児童の情報を集約し、「職員会議」「学びの支援交流会」などで、全職員での情報共有の機会の設定をする。

	地域や家庭との連携	・登下校の見守りの方や地域の方々との情報交流をする。 ・欠席連絡や来迎時、個人懇談などで保護者との連携を図る。
いじめへの対応	迅速かつ組織的な対処の実施	・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・些細なことでも過小評価せずに、同学年の担任・教頭・コーディネーターに報告相談する。 ・担任などが一人で抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会で対応する。
	事実関係の確実な把握	・いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対処する。 ・関係するすべての児童に対して聞き取りを行い、事実と経過を把握する。 ・集約した情報を整理し、関係する児童に再確認をし、対応をする。 ・保護者へ把握した事実と対応について、その日のうちに連絡する。
	いじめられた児童への対応	・授業時間と休み時間など授業時間以外の見守りをして、安心安全を確保する。 ・心配していること、不安に思うことを共感的に聞き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。 ・保護者に速やかにその段階での事実関係を伝え、協力を要請する。
	いじめた児童への対応	・いじめを受けた児童の苦しみを理解させると共に、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。 ・いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。 ・保護者に事実関係を正確に伝えると共に、以後の対応を適切に行えるように協力を要請する。
	再発防止に向けて	・児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を行い、認め合う人間関係を構築できるようにする。 ・児童の様子を把握し、必要な対処を行う。再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。 ・再発防止に向けて、事例報告会等で全職員での情報共有を図る。

※「Q-Uアンケート調査」 5月・12月実施 「心と体アンケート」 5月実施
 「悩みやいじめに関するアンケート」 11月実施 「ふれあい対話週間」 5月・11月実施
 「学びの支援交流会」 年4回実施

いじめ対応フローチャート



・学校いじめ防止基本方針は、P D C Aサイクルに基づいて定期的に評価すると共にし、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるなどして達成状況を把握し、取組の改善を図る。